



老後資金計画を左右する

2022年からの年金制度改革を整理しておこう

社会保険労務士 CFP® 望月厚子

老後の資金計画は、年金制度が今後どう変わっていくかにより大きな影響を受ける。本稿では、昨年成立した年金改革法による2022年からの年金制度改革について、そのポイントを整理する。

2022年4月から
24年10月にかけて順次施行

2020年5月29日、第201回通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月5日に公布された。

改正の趣旨は、「より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたる多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのもの」とされている。今回の改正は、2022年4月から2024年10月（一部政令で定める日）にかけて順次施行される（**図表1参照**）が、それは、今後の老後資金計画に大きな影響を及ぼすものだ。

以下、今回の改正事項の中から、老後資金の計画を立てるうえで特に注目しておきたいポイントを挙げ、見ていくことにしたい。

Check!

改正ポイント①
老齢年金の繰下げ受給が75歳まで可能に

● 現行の制度は：

公的年金は、原則65歳から受け取ることができるが、60歳から70歳までの間で、自由に受給開始時期を選択することができる。

65歳より早くから受取りを開始したい場合は、60歳までの最大5年間繰上げることができるが（繰上げ受給）、繰上げ1カ月あたり年金額が0・5%減額される。

一方、65歳より遅くから受取りを開始したいという場合は、70歳までの最大5年間、繰下げることのできる（繰下げ受給）、繰下げ1カ月あたり年金額が0・7%増額される。

例えば、65歳で受取開始する年金を基準額とすると、60歳まで繰上げると年金額は30%（0・5%×60月）減額され、70歳まで繰下げると42%（0・7%×60月）増額する。

この減額および増額された年金額は生涯変わらない。

● 改正でこう変わる (2022年4月1日)

改正により、受給開始時期は60歳から75歳までに拡大する。

繰下げ受給の増額率は、1カ月あたり0・7%で変更なしだが、75歳まで繰下げた場合の年金額は、最大84%増額されることになる（**図表2参照**）。

● 改正の影響と

今後の対応のポイント

改正により、繰下げ受給は75歳まで可能となる。

65歳の年金額を基準額（100%）とすると、

- ① 70歳受取開始だと42%の増額
- ② 75歳受取開始だと84%の増額となる。